

一次検査（尿中抗体検査）にて陽性と判定された方へ

（当別町）

二次検査（尿素呼気試験）に関する説明について
（当別町ピロリ菌検査及び除菌治療等費用助成事業）

二次検査（尿素呼気試験）についての大切な説明です。きちんと読んでいただき、わからないところは必ず医師に相談してください。

検査を希望する場合は、町指定医療機関（北海道医療大学病院消化器内科：011-778-7575）へ連絡し、受診日を予約してください。受診する場合は、保険証を持参し、二次検査問診票・二次検査同意書を記入し、医師へ提出してください。

二次検査費用助成申請書は町（保健福祉課健康推進係）へ提出してください。

1 ピロリ菌について

ピロリ菌は主に5歳くらいまでに感染し、胃の中に住み続けます。症状なく感染が続くことで胃炎が進行し、胃潰瘍や十二指腸潰瘍を引き起こし、胃炎の進行で、胃がんが将来発生する危険があります。日本で発見される胃がんの99%がピロリ菌感染によるものであることがわかっています。

除菌治療を行うことで、胃炎や潰瘍は治り、再発することもなくなります。胃がんも予防できることがわかり、感染して間もない時期に除菌することで胃がん予防効果がより確実になると考えられています。

ここ数年、ピロリ菌によって引き起こされる病気を予防することを目的に中学生を対象とした早い段階での除菌治療が注目されており、令和2年4月1日現在、道内56市町村において取り組みが行われています。

2 二次検査（尿素呼気試験）の方法について

北海道医療大学病院消化器内科を受診していただき、息による検査（尿素呼気試験）でピロリ菌がいるかどうかを再度検査します。

息による検査は2回所定の袋に息を吹き込みます。1回吹き込んだ後に、検査用の薬（ユービット錠）を飲んで20分経過したのち、再度所定の袋に息を吹き込みます。

前日の21時までに食事を済ませ、それ以降はコップ1杯程度の水のみ飲んでも構いませんが、食事はとらずに受診してください。

3 費用負担について

令和4年3月31日までに二次検査を受診された場合にかかる検査費用は町が負担します。令和4年3月31日以降に受診した場合や二次検査外にかかる費用に関しては、ご本人・保護者の負担となります。（除菌治療が必要となった場合の除菌治療及び治療後の除菌判定にかかる費用は令和4年3月31日までに受診された場合のみ町が負担します。指定した期間以外は費用助成の対象にはなりませんので、期間内に除菌治療及び治療後の除菌判定を行えるよう受診時期に注意してください。）

4 検査結果について

二次検査の結果は1週間程度後に出ます。受診し、医師より説明を聞いてください。

二次検査でピロリ菌感染が疑われる場合は、除菌治療について医師より説明があります。なお、二次検査の判定結果は北海道医療大学病院消化器内科より町へ報告されます。

5 予想される利益と不利益について

この事業に参加いただいた場合には、無料でお子さんのピロリ菌の感染有無を知ることができます。ピロリ菌に感染していても症状がないため、感染に気付くことができません。また、現在のところ、成人に対して胃カメラを行い胃炎と診断された場合のみ保険診療で検査が受けられるため、お子さんには検査の機会がありません。

二次検査として行う尿素呼気試験において使用される検査薬は、通常診療に用いられる薬ですが、ピロリ菌感染を診断する検査薬の医療用医薬品添付文書では、「小児等に対する安全性は確立されていない（使用経験が少ない）」と記載されており、成人と異なり保険診療で検査や治療を行うことはできません。

この点につきましては、ご本人と保護者でよく相談をしていただき、検査を受けるかどうかを決めてください。

6 副作用が生じた場合の対応・補償について

本検査・治療において副作用が生じた場合には、北海道医療大学病院消化器内科にて直ちに適切な処置を行います。その際に検査や治療が必要となる場合は通常診療と同様であり、かかる費用は保護者にお支払いいただくこととなり、特別な補償はありません。

7 個人情報の取扱いについて

提供される皆様の「個人情報」は、当別町個人情報保護条例に基づき取り扱いをし、本検査・治療にて利用する以外に、他の目的には利用しません。

<問い合わせ先>

(1) 北海道医療大学病院

住所：札幌市北区あいの里2条5丁目

電話：011-778-7575

(2) 当別町福祉部保健福祉課健康推進係

電話：23-4044 メール：hoken1@town.tobetsu.hokkaido.jp